地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月3日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

## 提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行に 伴い、会計年度任用職員が定められ、規定を整備する必要がある。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(あきる野市職員定数条例の一部改正)

第1条 あきる野市職員定数条例(平成7年あきる野市条例第10号)の一部を次のように 改正する。

第1条中「、嘱託員及び臨時に雇用される者」を「及び地方公務員法(昭和25年法律 第261号)第22条の3第4項の規定により臨時の職に関するときに臨時的に任用され る職員」に改める。

(あきる野市職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 あきる野市職員の分限に関する条例 (平成7年あきる野市条例第11号) の一部を 次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条を第3条とする。

第5条第1項中「、3年」の次に「(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあっては、同条第2項の規定により任命権者が定める期間。以下同じ。)」を加え、同条第2項中「第7条」を「第6条」に改め、同条第4項中「第3条」を「第2条」に改め、同条を第4条とする。

第6条を第5条とする。

第7条中「第5条第1項」を「第4条第1項」に改め、同条を第6条とする。

第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

(あきる野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 あきる野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年あきる野市条例 第16号)の一部を次のように改正する。

第17条の見出し中「臨時職員等」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「臨時職員 及び非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)」を「地方公務員法第22条の2第1 項に規定する会計年度任用職員」に改める。

(あきる野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 あきる野市職員の育児休業等に関する条例(平成7年あきる野市条例第17号)の 一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員
  - ア 次のいずれにも該当する非常勤職員
    - (ア) 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
    - (イ) 当該非常勤職員の養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない非常勤職員
    - (ウ) 勤務日数を考慮して、市規則で定める非常勤職員
  - イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(当該非常勤職員の養育する子が1歳に達する日(以下この号及び第2条の3において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)
  - ウ 第2条の4に規定する場合に該当する非常勤職員(当該非常勤職員の養育する子の1歳6か月到達日において育児休業をしている非常勤職員に限る。)
  - エ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き任用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

- 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。
  - (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達 日
  - (2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当

該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条の規定による産前産後の休業又はあきる野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年あきる野市条例第16号。以下「勤務時間条例」という。)第15条第1項の規定による妊娠出産休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の 1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育 児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する 場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達 日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日と された日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている 非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き任 用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される 日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に 掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日
  - ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合
- イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務の ために特に必要と認められる場合として市規則で定める場合に該当する場合 (育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)
- 第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き任用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。
  - (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳6か月到

達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業を している場合

- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市規則で定める場合に該当する場合第3条に次の2号を加える。
  - (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。
  - (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き任用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

第6条中「した職員」の次に「(非常勤職員を除く。)」を加える。

第7条中「職員は、」の次に「次のいずれにも該当する非常勤職員以外の」を、「占める職員」の次に「(以下「再任用短時間勤務職員」という。)」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
- (2) 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して、市規則で定める非常勤職員 第8条を次のように改める。

(部分休業の承認)

- 第8条 部分休業の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員(以下「企業等職員」という。)及び地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員(以下「単純労務職員」という。)で企業等職員以外のものを除く。以下この条及び次条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。
- 2 勤務時間条例第15条第1項の規定による育児時間又は勤務時間条例第16条の2第 1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(企業等職員、単純労務職員 で企業等職員以外のもの及び非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、 1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を 減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間(当該非常勤職員が勤務時間条例第15条第1項の規定による育児時間又は勤務時間条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内で行うものとする。

第9条に見出しとして「(部分休業をしている職員の給与等の取扱い)」を付し、同条中「職員が」を「職員(企業等職員、単純労務職員で企業等職員以外のもの及び非常勤職員を除く。)が」に改め、「減額して」の次に「給与を」を加え、同条に次の1項を加える。

2 非常勤職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、当該非常勤職員に支給する報酬の額のうちその勤務しない時間数に相当する額を減額して報酬を支給する。

第10条に見出しとして「(部分休業の承認の取消事由)」を付する。

(あきる野市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 あきる野市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成7年あきる野市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第6条中「一般職の職員の給与及び旅費」を「あきる野市職員の給与に関する条例(平成7年あきる野市条例第29号)及びあきる野市職員の旅費に関する条例(平成7年あきる野市条例第32号)」に改める。

(あきる野市職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 あきる野市職員の給与に関する条例(平成7年あきる野市条例第29号)の一部を 次のように改正する。

第25条の見出しを「(会計年度任用職員の給与)」に改め、同条第1項中「臨時職員及び非常勤職員(以下「臨時職員等」という。)」を「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のうち同項第1号に掲げる職員」に改め、「権衡」の次に「、その職務の特殊性等」を加え、「市規則」を「別に条例」に改め、同条第2項を削る。

第26条第4項中「第3条」を「第2条」に改める。

別表第1備考第1項ただし書を削る。

(あきる野市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第7条 あきる野市職員の旅費に関する条例(平成7年あきる野市条例第32号)の一部を 次のように改正する。

第1条ただし書中「臨時職員及び非常勤職員の旅費又は」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のうち同項第1号に掲げる職員の」に、「市規則」を「別に条例」に改める。

(あきる野市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第8条 あきる野市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成14年あきる野市条 例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「非常勤職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する 会計年度任用職員」に改め、同項第3号中「第3条」を「第2条」に改める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。